
5022. 関連省庁申告・申請状況照会

業務コード	内 容
I X X	関連省庁申告・申請状況照会

1. 業務概要

本業務は以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）と当該輸入申告等に係る輸入食品監視支援システム（FAINS）、輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）及び動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）の手続状況等を照会する。

- ①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（賦課課税）
- ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
- ④輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告を含む。）
- ⑤蔵入承認申請
- ⑥移入承認申請
- ⑦総保入承認申請
- ⑧展示等申告
- ⑨蔵出輸入申告（申告納税）（BP承認申請を含む。）
- ⑩蔵出輸入申告（賦課課税）
- ⑪移出輸入申告（申告納税）（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を除く。BP承認申請を含む。）
- ⑫移出輸入申告（賦課課税）（MWC業務による申告を除く。）
- ⑬総保出輸入申告（申告納税）（MWC業務による申告を除く。BP承認申請を含む。）
- ⑭総保出輸入申告（賦課課税）（MWC業務による申告を除く。）

2. 入力者

税関、通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②共通管理番号の入力があつた場合で入力者が税関以外の場合は、輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入申告等及び関連省庁システムの届出・申請のいずれかの利用者と同一であること。
- ③申告等番号の入力があつた場合で入力者が税関以外の場合は、輸入申告DBに登録されている事項登録を行った入力者または申告等予定者と同一であること。
- ④B/L番号/AWB番号の入力があつた場合で入力者が税関以外の場合は、輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入申告等及び関連省庁システムの届出・申請のいずれかの利用者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

申告等番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が輸入申告DBに存在すること。

②共通管理番号が登録されていること。

(4) 共通管理番号チェック

共通管理番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。

①共通管理番号が輸出入手続インターフェースシステムに登録されていること。

②共通管理番号が取消しされていないこと。

(5) B/L番号/AWB番号チェック

B/L番号/AWB番号の入力があった場合は、輸出入手続インターフェースシステムに登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、出力情報出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 関連省庁システム手続状況取得処理

入力された共通管理番号、輸入申告DBに登録されている共通管理番号または入力されたB/L番号/AWB番号に係る共通管理番号のうち最新のを基に輸出入手続インターフェースシステムに登録されている輸入食品監視支援システム(FAINS)、輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)及び動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)の手続状況を取得する。

(3) 関連省庁申告・申請状況照会情報編集出力処理

輸入申告DB及び輸出入手続インターフェースシステムに登録されている情報より関連省庁申告・申請状況照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
関連省庁申告・申請状況照会情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 特例申告(特例委託特例申告を含む。)に係る情報の照会について

輸入(引取)許可された申告について「輸入申告変更事項登録(IDA01)」業務が行われた場合は、輸入(引取)許可された時点での手続状況等が照会される。関連省庁システムについては照会した時点での手続状況等が照会される。

(2) BP承認後の情報の照会について

BP承認後にIDA01業務が行われた場合は、BP承認された時点での手続状況等が照会される。関連省庁システムについては照会した時点での手続状況等が照会される。

(3) 取消しされた共通管理番号について

輸出入手続インターフェースシステムに登録されている共通管理番号で取消し等により輸入申告等に係る情報及び関連省庁システムの届出・申請情報が存在しない共通管理番号の場合は照会不可とする。

(4) 関連省庁システムの手続状況等の出力順について

関連省庁システムの手続状況等の出力は以下の順とする。

①FAINS、PQ-NETWORK、ANIPASの順

②関連省庁システムの届出・申請情報が共通管理番号と関連付けされた日時の昇順

(5) 複数の共通管理番号の払い出しを行っているB/L番号/AWB番号に係る情報の照会について

複数の共通管理番号の払い出しを行っているB/L番号/AWB番号を入力した場合は、輸出入手続インターフェースシステムで払い出された最新の共通管理番号に係る情報のみを出力する旨を注意喚起メッセージとして出力する。